

農地中間管理事業に係る農用地等の借受け希望者の募集に関する要項

(目的)

第1 この要項は、富山県農地中間管理機構（以下「機構」という。）が農地中間管理権を取得した農用地等の貸付について、借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）の募集に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(借受けの対象となる農用地等の区域)

第2 借受けの対象となる農用地等の区域は、別表のとおりとする。

(募集の方法)

第3 借受希望者の募集は、次の方法により行うものとする。

- (1) 公社のホームページへの掲載
- (2) その他適切と思われる方法

(募集の時期)

第4 借受希望者の募集は、毎年度4月1日から3月31日までの間、毎月、30日以上の間で行うものとする。

(応募の条件)

第5 借受希望者は、次に掲げる要件の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 機構から借受ける農用地等について、その全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められる者であること
- (2) 当該農用地等を原則として5年以上借り受けて、農業生産活動を行うことができる者であること
- (3) 第10に定める募集結果の公表について、同意した者であること

(応募方法)

第6 借受希望者は、農用地等の借受希望申出書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、機構に直接提出するか、若しくは機構の募集業務に協力することを受諾した市町村等を通じて提出するものとする。

(申出書の有効期間)

第7 借受け希望申出書の有効期間は、第10の規定による募集結果の公表の日から当該募集に係る事業年度の翌事業年度の末日までとする。ただし、借受け希望申出書にその有効期間の自動更新を希望することを明記しているときは、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(申出の変更)

第8 借受希望者は、募集地域の追加等、申出の内容を変更するときは、新たに申出書を提出するものとする。

(申出の取り下げ)

第9 借受希望者の募集に応募した者が、第6に定める申出書を提出した後、これを取り下げようとする場合は、別記様式第2号により機構に直接提出するか、若しくは農用地等の借受希望申出書を提出した市町村等を通じて提出するものとする。

(募集結果の公表)

第10 機構は、応募者の氏名または名称、地域内外の農業者の別、希望する農用地等の種別・面積、作物の種別等について整理し、これをインターネットその他適切な方法により公表するものとする。

(附則)

この要項は、平成26年6月13日から施行する。

(附則)

この要項は、平成27年7月29日から施行する。

(附則)

この要項は、平成30年3月22日から施行し、改正後の第7及び第8の規定は、平成30年度の借受希望者の募集から適用する。